

令和8年3月18日改定

# 新型インフルエンザ等対策業務計画

一般社団法人滋賀県病院協会

## 目 次（改定案）

### 第1章 総則

- 1 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的と基本方針
  - (1) 目的
  - (2) 基本方針
- 2 業務計画における定義および運用
  - (1) 本業務計画の対象とする感染症（「新型インフルエンザ等」）
  - (2) 業務計画の所掌範囲
  - (3) 発生段階の定義

### 第2章 発生段階ごとの体制と業務

- 1 実施体制
  - (1) 準備期
  - (2) 初動期
  - (3) 対応期
- 2 情報収集・共有体制
  - (1) 準備期
  - (2) 初動期・対応期
- 3 関連機関との連携
  - (1) 関係機関
  - (2) 発生時における連絡方法等

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 1 対策業務の内容および実施方法
  - (1) 準備期
  - (2) 初動期
  - (3) 対応期
- 2 発生時の人員計画と業務継続方法
  - (1) 発生段階別の人員計画
  - (2) 発生段階別の業務実施方法
  - (3) 県対策本部による総合調整
- 3 感染対策の実施
  - (1) 感染対策
  - (2) 必要資材の備蓄品

### 第4章 教育・訓練および計画見直し

- 1 教育・訓練
- 2 計画の見直し

## 第1章 総則

### 1 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的と基本方針

#### (1) 目的

一般社団法人滋賀県病院協会（以下「本協会」という。）は、新型インフルエンザ等対策措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第8号の規定に基づく「指定地方公共機関」として、滋賀県知事から平成27年5月21日に指定された。

この計画は、特措法第9条第1項の規定および「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ等の発生に対して本協会がとるべき対応について、必要な事項を定める。

#### (2) 基本方針

本協会は、国および滋賀県等関係機関・団体が発する適切な情報を収集・提供し、会員病院および医療関係団体と連携を図りつつ、本県における感染拡大を可能な限り抑制し、もって県民の生命および健康を保護することを目指して対応する。

### 2 業務計画における定義および運用

#### (1) 本業務計画の対象とする感染症（「新型インフルエンザ等」）

本業務計画の対象とする感染症（「新型インフルエンザ等」、以下「新型インフルエンザ等」という。）とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同法第6条第8項に規定する指定感染症（第14条の報告に係るものに限る。）および同法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速な蔓延のおそれのあるものに限る。）をいう。

#### (2) 業務計画の所掌範囲

本業務計画は、新型インフルエンザ等に対する本協会の体制および業務、並びに会員病院、医療関係団体等との調整業務について明確にするものとする。

#### (3) 発生段階の定義

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定が迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があるが、それぞれの段階における対応には、国や滋賀県等との連携・協力が不可欠なため、発生段階の定義は、国が定める新型インフルエンザ等の発生段階のとおりとする。

## 第2章 発生段階ごとの体制と業務

### 1 実施体制

#### (1) 準備期

準備期において、新型インフルエンザ等対策を進めるため、本協会の役員会を「新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）」と位置づけ、必要に応じて対策会議を開催する。

対策会議は、事前準備の確認や情報の共有を図るとともに、滋賀県や医療関係団体等との情報交流や連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

#### (2) 初動期

##### ア 滋賀県に警戒本部が設置された場合

滋賀県が新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握し、滋賀県新型インフルエンザ等警戒本部（以下「滋賀県警戒本部」という。）が設置された場合、当協会は、対策会議を必要に応じて開催し、滋賀県から収集した情報等について共有を図る。

##### イ 滋賀県に対策本部が設置された場合

滋賀県新型インフルエンザ等対策本部（以下「滋賀県対策本部」という。）が設置された場合、当協会は、速やかに本協会事務局内に「滋賀県病院協会新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置し、必要な対策を行う。

対策本部は、本協会会長を本部長、副会長を副本部長、危機管理・感染対策・災害医療担当役員を本部員とする。

滋賀県対策本部からの情報等を踏まえ、対策本部長の指示により、対策本部会議を開催する。

なお、本部長、副本部長および本部員はそれぞれ医療機関の長であり、一堂に会することが不可能な場合は、Web会議等により協議する。

対策本部が設置されたときは、事務局職員は対策本部の業務に従事する。

#### (3) 対応期

対策本部を継続設置し、県内の医療提供体制等を整備するため、滋賀県から得た情報を活用して会員の病院の支援を行う。

なお、対応期における対策本部の協議はWeb会議を基本とする。

### 2 情報収集・共有体制

#### (1) 準備期

新型インフルエンザ等に関する情報を、国、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）および滋賀県等から入手するとともに、滋賀県、医療関係団体等と情報交換を行う。

また、得られた情報は、必要に応じて、この計画の見直しに役立てるほか、役員や会員病院等にメール等で提供する。

## 【主な情報入手先】

情報入手先	U R L
WHOホームページ	<a href="https://www.who.int/en/">https://www.who.int/en/</a>
首相官邸ホームページ	<a href="https://www.kantei.go.jp/index.html">https://www.kantei.go.jp/index.html</a>
内閣感染症危機管理統括庁	<a href="https://www.caicm.go.jp/index.html">https://www.caicm.go.jp/index.html</a>
外務省海外安全ホームページ	<a href="https://www.anzen.mofa.go.jp/">https://www.anzen.mofa.go.jp/</a>
厚生労働省感染症・予防接種情報	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuitebunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.htm">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuitebunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.htm</a>
国立健康危機管理研究機構	<a href="https://www.jihs.go.jp">https://www.jihs.go.jp</a>
滋賀県	(R8 年度変更予定)

(令和8年3月18日現在)

\*ただし、有事の際等にURLが変更となる可能性があります。

### (2) 初動期・対応期

国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報の入手に努めるとともに、滋賀県、関係医療団体との連携を密にし、情報交換を行う。

得られた情報は、必要に応じて、役員や会員病院等にメール等で提供する。併せて、会員病院の事業継続状況について把握するよう努める。

## 3 関係機関との連携

### (1) 関係機関

新型インフルエンザ等対策の実施に際しては、会員病院へ周知するとともに、所要の調整を図り、滋賀県、関係市町、その他関係機関と相互に連携することとする。

連携が必要な関係機関は次のとおりである。

### 【連携機関一覧】

機関名	電話番号	FAX 番号	メールアドレス	備考
滋賀県防災危機管理局	077-528 -3448	077-528 -6037	As0005@pref.shiga.lg.jp	新型インフルエンザ等対策の総括所管課

滋賀県健康医療 福祉部 健康危機管理課	077-528 -3632	077-528 -4866	ej00@pref.shiga.lg.jp	感染症法に 基づく対策 の所管課
滋賀県健康医療 福祉部 医療政策課	077-528 -3611	077-528 -4859	ef00@pref.shiga.lg.jp	滋賀県病院 協会所管課
(一社) 滋賀県 医師会	077-514 -8711	077-552 -9933	dr-sma@shiga.med.or.jp	指定地方公 共機関
(一社) 滋賀県 歯科医師会	077-523 -2787	077-523 -2788	sda@shiga-da.org	指定地方公 共機関
(一社) 滋賀県 薬剤師会	077-565 -3535	077-563 -9033	info@biwayaku.or.jp	指定地方公 共機関
(公社) 滋賀県 看護協会	077-564 -6468	077-562 -8998	sigakan@gold.ocn.ne.jp	指定地方公 共機関
滋賀県厚生会館 管理委員会	077-522 -3936	077-522 -3936		滋賀県病院 協会所在ビ ル管理

(令和8年3月18日現在)

\*ただし、有事の際等にURLが変更となる可能性があります。

## (2) 発生時における連絡方法等

滋賀県、医療関係団体とは、電話、FAX、メール等の通信手段を用いて、緊密に情報交換を行うなど連携の強化を図るとともに、必要に応じてWeb会議等を開催する。

また、滋賀県対策本部等からの要請や指示があった場合には、対策本部の決定のもと、可能な限りこれに協力するなど、必要な連携を図る。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 1 対策業務の内容および実施方法

#### (1) 準備期

##### ① 業務計画の作成等

特措法の規定に基づき、業務計画を作成し、必要に応じて見直しを行う。

また、事務局における感染対策、重要業務の継続や一部業務の縮小等について検討する等、事前準備を行う。

##### ② 体制整備等

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、事務局職員の配置など必要な体制・連絡手段等を整備する。

また、必要に応じて対策会議を開催し、事前準備の確認や情報の共有を図る。

##### ③ 連携強化

滋賀県、医療関係団体と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認等を行う。

また、県や関係者と連携しながら、地域の実情に応じ行う医療体制整備の推進を図る。

## (2) 初動期

### ① 情報収集等

国内外の新型インフルエンザ等感染状況等に関する情報を収集するとともに、滋賀県、医療関係団体と情報交換や連携を強化する。

また、得られた情報は、必要に応じて役員や会員病院等にメール等で提供するとともに、事業継続に向けた準備等を行う。

### ② 対策本部の設置

滋賀県対策本部が設置された場合は、直ちに当協会においても対策本部を設置し、その旨を役員、会員病院等に通知するとともに、滋賀県、医療関係団体へ報告する。

### ③ 対策の実施

業務計画を踏まえ、本部長の指示のもと、情報収集や役員、会員病院等への情報提供、必要な対策の決定および実施、関係機関等との連絡等を行う。

## (3) 対応期

### ① 対策の実施

引き続き、業務計画を踏まえ、本部長の指示のもと、情報収集や役員、会員病院等への情報提供、必要な対策の決定および実施、関係機関等との連絡等を行う。

### ② 本協会本来業務への対応

業務計画および滋賀県、医療関係団体の動向を踏まえ、また、会員病院の新型インフルエンザ等への対応状況等を確認のうえ、本協会の業務について、事業規模の縮小、実施方法の見直し（対面から Web 等）、事業の中止等について、対策本部において協議して決定する。

### ③ 対策本部の解散

滋賀県対策本部が廃止された場合は、本部長の指示により対策本部は解散し、その旨を役員、会員病院等に通知するとともに、滋賀県、医療関係団体等へ報告する。

### ④ 通常の医療体制への段階的な移行の支援

対策本部を解散した場合は、通常業務を再開する。ただし、特措法によらない基本的な感染症対策への移行期においては、医療体制等を段階的に通常の医療体制に移行する会員病院の支援を行う。また、研修会等の開催方法（対面または Web 等）について会長および担当委員会委員と協議して決定する。

## 2 発生時の人員計画と業務継続方法

### (1) 発生段階別の人員計画

初動期、対応期において対策会議開催または対策本部を設置した場合、会員病院の新型インフルエンザ等への対応状況や事務局における感染対策の他、出勤率の低下等を勘案し、対策本部において、対策本部業務および一般業務見直しに伴い必要となる人員配置を決定する。

### (2) 発生段階別の業務実施方法

初動期・対応期において対策会議開催または対策本部を設置した場合、業務計画を踏まえ、本協会の業務を適切に継続するため、対策本部は下記の「業務継続の考え方」に基づき、また、事務局職員の出勤状況等を踏まえ、個々の業務について、継続、実施方法変更、縮小または休止を決定する。

#### 【業務継続の考え方】

業務区分	基本的な考え方	主な業務
新たに発生する業務	① 感染拡大防止 ② 危機管理体制上必要となる業務	① 対策会議の開催 ② 対策本部の設置・運営 ③ 情報の収集および提供 ④ 役員、事務局職員の感染状況把握 ⑤ 県、医療関係団体との連携 ⑥ 会員病院の感染対策に関する支援
継続業務	① 役員、会員病院、県及び医療関係団体との連絡・調整業務 ② 事務局基盤維持のための基盤業務	① 会長等役員との連絡、報告、調整業務 ② 県、医療関係団体との連絡、報告、調整業務 ③ 会員病院との連絡、情報提供業務 ④ 事務局職員の人事管理 ⑤ 通信、各種システム維持
実施方法変更業務	① 緊急性は要しないが継続が望ましい業務（実施方法変更が可能な業務）	① 会議等 ② 各種研修会等
縮小業務	① 緊急性は要しないが継続が望ましい業務（実施方法変更が困難な業務）	① 会議等
休止業務	① 緊急性を要しない業務 ② 多数の人が集まる業務	① 感染対策以外の各種研修会等

### (3) 県対策本部による総合調整

県対策本部による総合調整が行われた場合には、会員病院と連携し、所要の措置を迅速かつ的確に実施するように努める。

### 3 感染対策の実施

#### (1) 感染対策

対策本部は、感染拡大防止のための指導および感染対策防止対策の徹底を図る。また、必要に応じ、訪問者に対して協力を依頼する。

具体的な感染防止対策は次のとおり。

- ① マスクの着用
- ② 手洗いおよびうがいの励行
- ③ 咳エチケットの励行
- ④ ドアノブ、スイッチおよびテーブル等、接触部位の清掃
- ⑤ 速乾性消毒用アルコール製剤の設置
- ⑥ 不要不急の外出を控える、人混みを避ける、時差出勤、在宅勤務の検討

#### (2) 必要資材の備蓄品

事務局事務室内に、感染防止に必要な消毒用エタノール、手指消毒用アルコール製剤、サージカルマスク、体温計など必要な資材を備蓄する。

## 第4章 教育・訓練および計画見直し

### 1 教育・訓練

本協会は、平素から新型インフルエンザ等対策に関する正しい知識を習得し、職員および会員病院への周知に努める。

また、滋賀県等が実施する新型インフルエンザ等対策についての訓練に参加するよう努めるものとする。

### 2 計画の見直し

本業務計画は、国、県の行動計画が改定されるなど、本業務計画の改定の必要性を判断したうえで見直しを行うほか、訓練等の実施結果や新たな情報等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。